

盛岡広域振興局長告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年7月6日

盛岡広域振興局長 高橋達也

就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312100084	就労移行支援りんりん舎	滝沢市鶴飼笹森5番地28	令和3年7月1日